

福島県男女平等を実現し 男女が個人として尊重される 社会を形成するための 男女共同参画の推進に関する条例



男女が個人として尊重され、対等なパートナーとして個性と能力を十分に発揮し、共に喜びを分かち合い責任を担う男女共同参画社会をみんなで実現しましょう。

条例の概要

前文

この条例では、前文を設け、男女共同参画についての現状認識を示して制定の背景を明らかにするとともに、県民の決意を明らかにしています。

人権問題への認識

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる 21 世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

福島県の特徴

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いいため、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

男女共同参画の推進への決意

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

目的

第1条ではこの条例の目的を規定しています。

男女一人ひとりが
個人として尊重される社会の形成

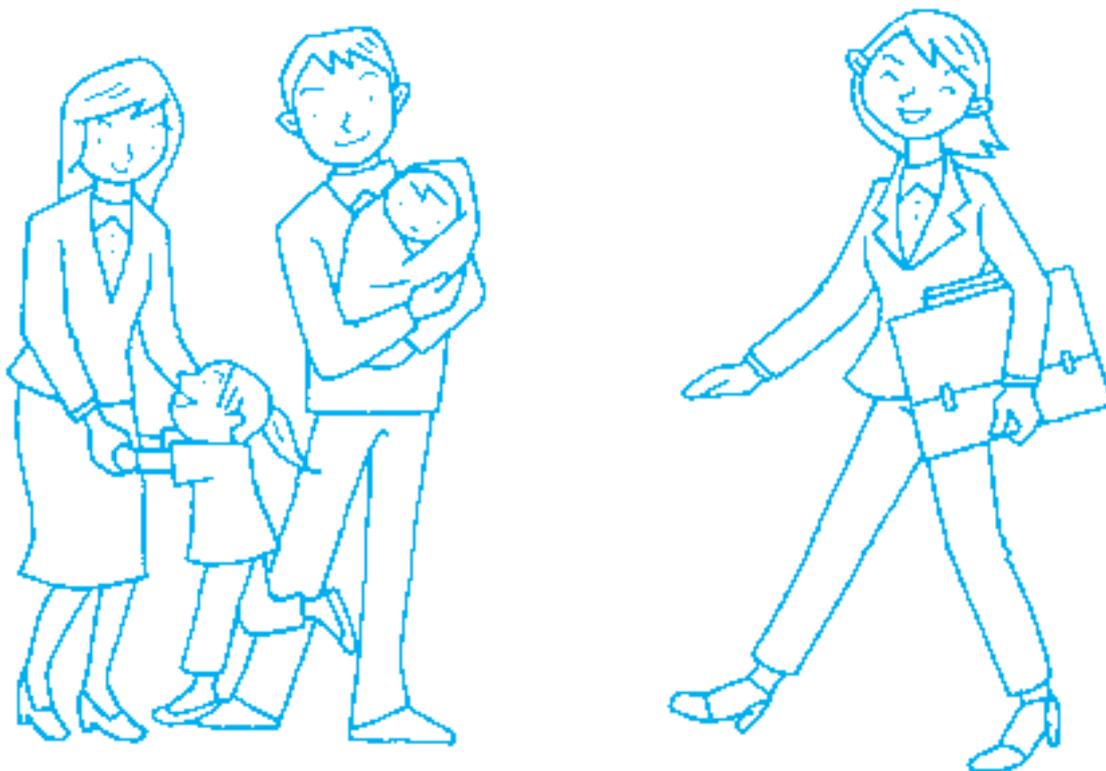
男女の実質的な平等を実現

基本理念を定める（第3条）

各主体の責務を明らかにする

- ・県（第4条）
- ・県民（第5条）
- ・事業者（第6条）

男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定める
（第9条 - 第20条）



基本理念

第3条では、基本理念として6つの事項を規定しています。

男女の人権尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会における制度や慣行が社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮しましょう。

政策等の立案から決定までの過程への共同参画

男女が社会のパートナーとして、さまざまな方針の立案から決定に参画できるようにしていきましょう。

家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画

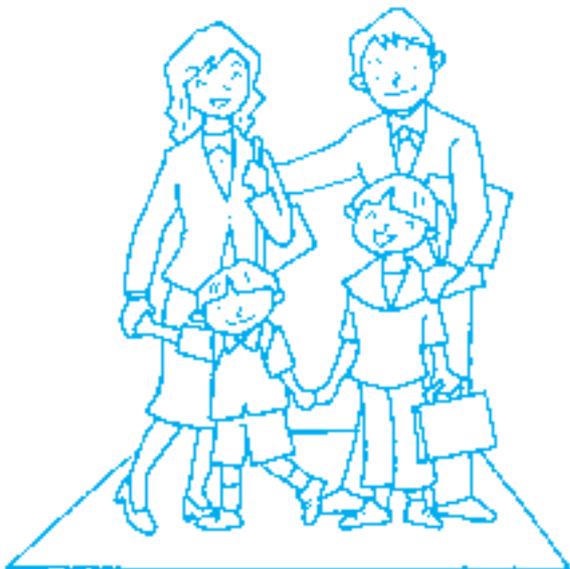
家族を構成する男女が、お互いに協力し社会の支援も受けながら家庭における活動とその他の社会における活動に共に参画できるようにしましょう。

生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮

生涯にわたる妊娠、出産など生殖に関してお互いの意思が尊重され、また、健康な生活が営むことができるよう配慮していきましょう。

国際的協調

男女共同参画社会の形成は、世界に共通する課題です。国際社会の取り組みも勘案しながら進めていきましょう。



責務

第4条から第6条では各主体の責務を規定しています。

県

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定・実施します。

県民、事業者の皆さん、市町村と連携して取り組みます。

県民、事業者の皆さん、市町村に対し男女共同参画の推進に関する情報提供などの支援を行います。

必要な体制整備、財政上の措置
その他必要な措置を行います。

県民の皆さん

社会のあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めましょう。

性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善に努めましょう。

県が実施する施策に協力しましょう。

事業者の皆さん

積極的に男女共同参画を推進しましょう。

職場と家庭の両立支援ができるような環境整備に努めましょう。

県が実施する施策に協力しましょう。



禁止行為等

第7条で禁止行為を規定しています。なお、第8条では留意事項を示しています。

【禁止行為】

性別による差別的取扱い

間接差別も含めた性別による差別的取扱いも禁止しています。

男女間における暴力的行為

精神的暴力も含めた禁止規定になっていること、また、相手を配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のみに限定しないことで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)よりも対象範囲を広げています。

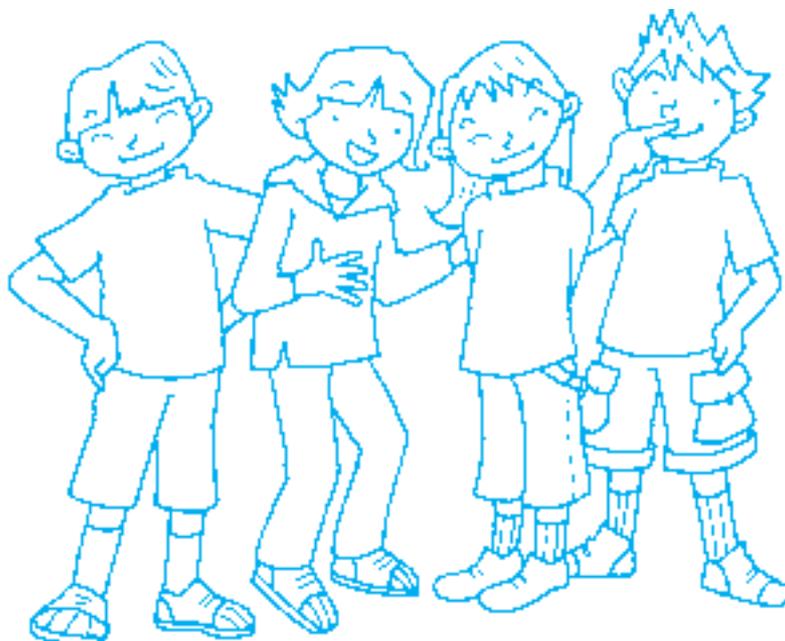
セクシュアル・ハラスメント

対象を女性のみ限定せず、また、場所も職場に限定しない点で、男女雇用機会均等法よりも禁止対象を広げています。

【留意事項】

公衆に表示する情報

性別による固定的役割分担や男女間の暴力を助長するような表現について配慮を求めています。



基本的施策

第9条から第20条では、基本的施策について規定しています。

基本計画（第9条）

施策の策定等に当たっての配慮（第10条）

県民・事業者の理解の促進（第11条）

男女共同参画への理解を深めるため、あらゆる教育の場において広報・啓発を行います。

調査研究（第12条）

男女共同参画を阻害するような社会における制度や慣行と、男女共同参画の施策策定に必要な事項について調査研究を行います。

積極的改善措置への支援（第13条）

意思決定過程における男女共同参画促進と支援（第14条）

女性の人材育成（第15条）

積極的改善措置の考え方に基づき、女性の人材育成のための教育・研修機会の充実に努めます。

家庭生活と職業生活の両立支援（第16条）

現在、多くの世帯で課題となっている家庭生活と職業生活の両立について支援を図ります。

自営業に従事する女性に対する支援（第17条）

農林水産業や商工業など、家族経営による自営業に従事する女性に対する支援を行っていきます。

性別による人権侵害の防止（第18条）

性別による人権侵害の防止に努めるとともに、事案が発生した場合には相談や一時保護などの支援を行います。

事業者からの報告徴収等（第19条）

県内の事業所における男女共同参画の状況を把握することにより、取り組むべき課題を明らかにし、効果的な施策編成を図ることを目的として実施します。

実施状況の公表等（第20条）

男女共同参画の推進状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を毎年公表します。

男女共同参画審議会

第21条から第23条で男女共同参画に関する審議会について規定しています。審議会は、男女共同参画に関する重要事項の審議などを行います。

設置及び権限（第21条）

知事の附属機関として、「福島県男女共同参画審議会」を設置します。

審議会は、次のようなことを行います。

- ・条例に規定された事項を審議する。
- ・知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- ・男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べる。

組織（第22条）

審議会は、委員20人以内で組織します。この場合、男女いずれか一方の委員の数は委員総数の10分の4未満にならないようにします。

委員は、学識経験を有する方その他知事が適当と認める方から任命します。

また、委員のうち、5名以内を公募します。

委員の任期は2年で、再任されることができます。



施策等に対する意見の申出

第24条で男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出について規定しています。(平成14年7月1日からの施行となります。)

意見申出制度の創設と男女共同参画推進員設置

男女共同参画を推進または阻害するような県の施策について、意見を申し出ることができる制度を新設しました。

この申出に対応するため、男女共同参画推進員を設置することとなりました。

男女共同参画推進員は、男女共生センター(以下「センター」という。)内で事務を行います。

福島県男女共生センター

〒964-0904 二本松市郭内一丁目196番地の1

電話(0243)23-8319

FAX(0243)23-8314

左記の電話とFAXは7月1日から
使えるようになります。

申出の方法

申出をされる方には、申出内容を書面でセンターに提出していただきます。

御不明な点は、センターまたは県庁県民環境室人権・男女共同参画グループにお問い合わせください。

申出に対する対応

男女共同参画推進員は、申出をした御本人に対し、事実関係の確認を行います。

男女共同参画推進員は、その後、調査をした上で県の当該機関に対し、改善策等の意見を述べる
ことができます。

意見陳述を受けた県の機関は、期限までに対応結果を男女共同参画推進員に回答します。男女共同参画推進員は、対応の方針及びその結果について、申出をした御本人に連絡します。

男女共同参画推進員は、1年度分に対応状況を取りまとめて知事に報告し、知事は速やかにこれを公表します。



福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための 男女共同参画の推進に関する条例の体系

前文

ジェンダーをはじめとした人権問題への認識
社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性
本県の特徴としての固定的な性別役割分担意識の根強さと進んでいない女性の参画
県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいく決意

目的 (§1)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与すること

定義 (§2)
1 男女共同参画
2 積極的改善措置

基本理念 (§3)

男女の人権尊重
社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
政策等の立案から決定までの過程への共同参画
家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
国際的協調

責務

県 (§4)

基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施
県民、事業者及び市町村と連携した取り組み
県民、事業者、市町村に対し情報提供等の必要な支援
必要な体制整備、財政上の措置
その他必要な措置

県民 (§5)

基本理念にのっとり、あらゆる分野において、自ら男女共同参画を推進
性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善
県が実施する施策に協力

県 (§6)

基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進
職場と家庭の両立支援ができるような環境整備
県が実施する施策に協力

禁止行為 (§7)

性別による差別的取扱い
男女間における暴力的行為
セクシュアル・ハラスメント

留意事項 (§8)

公衆に表示する情報

基本的施策 (§9 §20)

基本計画	施策策定等に当たっての配慮	県民・事業者の理解の促進	調査研究
積極的改善措置への支援	意思決定過程における男女共同参画促進と支援	女性の人材育成	家庭生活と職業生活の両立支援
自営業に従事する女性に対する支援	性別による人権侵害の防止等	事業者からの報告徴収等	実施状況の公表等

男女共同参画審議会 (§21 ~ §23)

条例に規定された事項の審議
知事の諮問に応じ、調査審議
知事への意見陳述

定数 20 名以内
(男女のいずれか一方の委員の数が4割を下回らないこと)
公募委員 5 名以内
委員の任期 2 年

施策等に対する意見の申出 (§24・§25)

県の男女共同参画に関する施策等についての意見の申出
申出処理のための男女共同参画推進員の設置
推進員は申出を適切に処理し、必要に応じて県に意見陳述

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の体系

前文

- ・ジェンダーをはじめとした人権問題への認識
- ・社会経済情勢への対応と能力発揮の必要性
- ・本県の特徴としての固定的な性別役割分担意識の根強さと進んでいない女性の参画
- ・県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいく決意

目的 (§ 1)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与すること

【定義】(§ 2)

- 1 男女共同参画
- 2 積極的改善措置

基本理念 (§ 3)

男女の人権尊重
 社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
 政策等の立案から決定までの過程への共同参画
 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
 生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
 国際的協調

責務

県 (§ 4)

基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施
 県民、事業者及び市町村と連携した取り組み
 県民、事業者、市町村に対し情報提供等の必要な支援
 必要な体制整備、財政上の措置その他必要な措置

県民 (§ 5)

基本理念にのっとり、あらゆる分野において、自ら男女共同参画を推進
 性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善
 県が実施する施策に協力

事業者 (§ 6)

基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進
 職場と家庭の両立支援ができるような環境整備
 県が実施する施策に協力

禁止行為 (§ 7)

性別による差別的取扱い
 男女間における暴力的行為
 セクシュアル・ハラスメント

留意事項 (§ 8)

公衆に表示する情報

基本的施策 (§ 9 ~ § 20)

基本計画

施策策定等に当たっての配慮

県民・事業者の理解の促進

調査研究

積極的改善措置への支援

意思決定過程における男女共同参画促進と支援

女性の人材育成

家庭生活と職業生活の両立支援

自営業に従事する女性に対する支援

性別による人権侵害の防止等

事業者からの報告徴収等

実施状況の公表等

男女共同参画審議会 (§ 23)

- ・ 条例に規定された事項の審議
- ・ 知事の諮問に応じ、調査審議
- ・ 知事への意見陳述
- ・ 定数 20 名以内 (男女のいずれか一方の委員の数が 4 割を下回らないこと)
- ・ 公募委員 5 名以内
- ・ 委員の任期 2 年

施策等に対する意見の申出 (§ 24)

- ・ 県の男女共同参画に関する施策等についての意見の申出
- ・ 申出処理のための男女共同参画推進員の設置
- ・ 推進員は申出を適切に処理、必要に応じて県に意見陳述

福島県男女共同参画の推進に関する施策等に対する 県民等からの申出の処理に関する規則

平成14年3月29日公布
福島県規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例(平成14年福島県条例第17号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法)

第2条 条例第24条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、口頭により行うことができる。

- 一 申し出ようとする者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等についての意見の内容
- 三 男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)との面談の希望の有無
- 四 申出の年月日

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があつたときは、推進員は、その意見を聴取し、及び書面に記録するものとする。

(調査結果の通知等)

第3条 推進員は、条例第24条第3項第一号に規定する申出に関する必要な調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、通知するものとする。

2 推進員は、条例第24条第3項第二号の規定により申出に係る施策について意見を述べるときは、関係する県の機関に対して、相当の期限を定めて当該意見に対する回答を求めることができる。

3 推進員は、条例第24条第3項第二号の規定により申出に係る施策について意見を述べたとき及び当該意見に対する回答があつたときは、当該申出をした者に対し、その都度その内容を通知するものとする。

(申出の処理の状況の報告)

第4条 推進員は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理の状況に関する報告書を作成し、知事に提出するものとする。

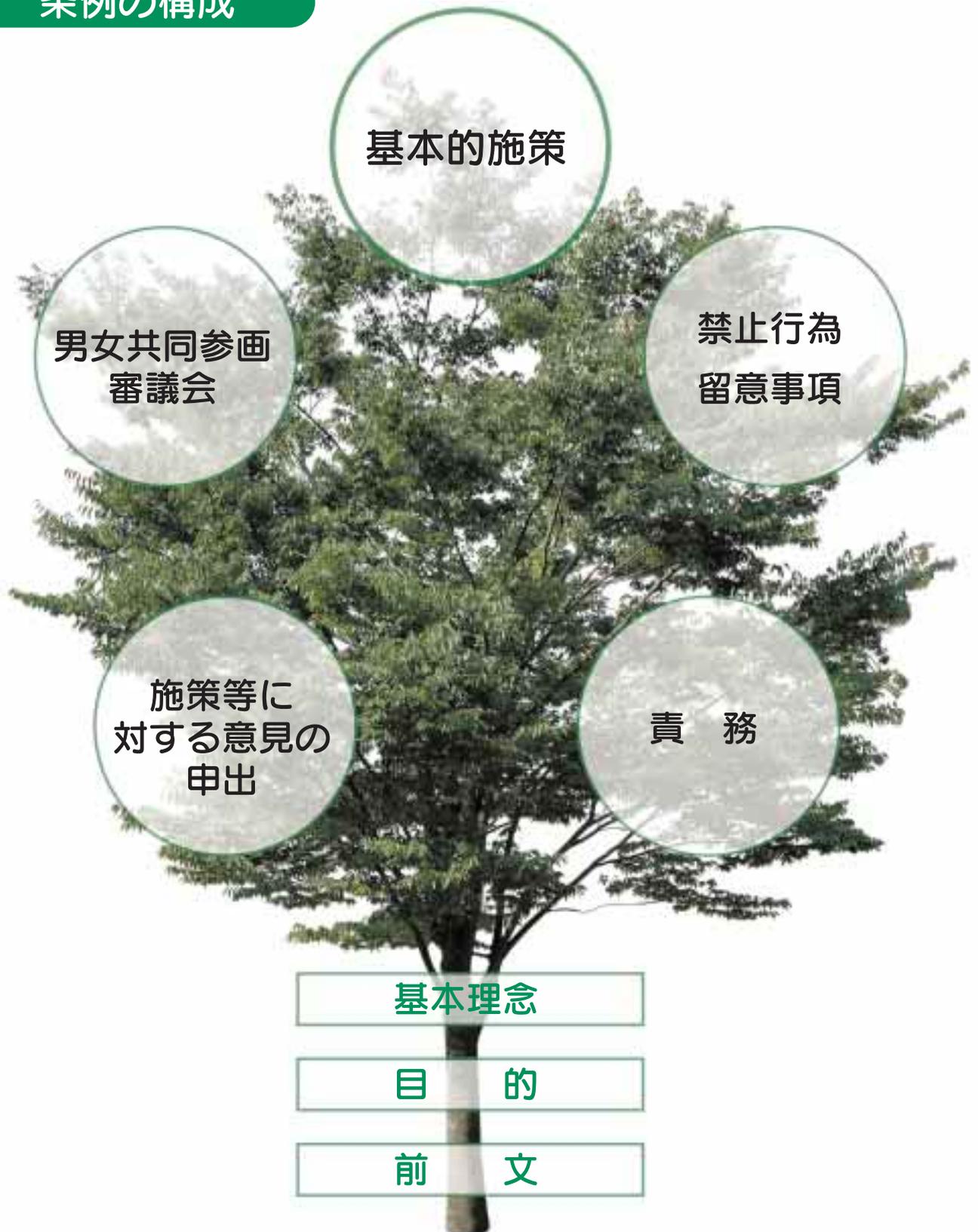
(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

条例の構成



福島県生活環境部県民環境室 人権・男女共同参画グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL (024) 521-7188 FAX (024) 521-7887